

特別養護老人ホーム舞川の里運営規程

(老人福祉法)

第1章 事業の目的と運営の方針

(事業の目的)

第1条 法人が開設する特別養護老人ホーム舞川の里（以下、「施設」という。）が行う老人福祉法によるユニット型地域密着型特別養護老人ホームの人員及び管理運営に関する事項を定め、適正な運営を確保することを目的とする。

(基本方針)

第2条 老人福祉法及び関係法令に基づき、入所者一人一人の意思及び人格を尊重し、入所者へのサービスの提供に関する計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入所前の居宅における生活と入所後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入所者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことができるよう支援するものとする。

2 施設は地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

第2章 職員の職種、数及び職務の内容

(職員の職種・員数及び職務内容)

第3条 施設に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 施設長 1人（常勤）
施設の職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。
- (2) 医師 1人（非常勤1人）
入所者の診療・健康管理及び保健衛生指導を行うものとする。
- (3) 生活相談員 1人（常勤）
入所者の生活相談、苦情への対応、処遇の企画や実施等を行うものとする。
- (4) 介護職員 10人以上（常勤換算）
入所者の日常生活全般にわたる介護業務を行うものとする。
- (5) 看護職員 1人（常勤1人）
入所者の保健衛生管理及び看護業務を行うものとする。
- (6) 栄養士 1人（常勤1人）
食事の献立作成、栄養計算、利用者に対する栄養指導等を行うものとする。
- (7) 機能訓練指導員 1人（常勤1人）
日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行うものとする。
- (8) 介護支援専門員 1人（常勤1名）
ユニット型地域密着型施設サービス介護計画（以下、「施設サービス計画」という）の作成等を行うものとする。

(9) 調理員 (業務委託)

献立に従って調理等を行うものとする。

第3章 入所定員とユニットの数及びユニットごとの入所定員

(定員)

第4条 施設の定員は29人とする。

2 ユニット数及びユニットごとの入所定員は次の各号に掲げるとおりとする。

- | | | |
|-----------------|-------|-------|
| (1) ユニット数 | 3ユニット | |
| (2) ユニットごとの入居定員 | 10名定員 | 2ユニット |
| | 9名定員 | 1ユニット |

第4章 入所者へのサービスの提供の内容及び費用の額

(サービスの取扱方針)

第5条 施設サービスは、入所者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、第6条に規定する施設サービス計画に基づき、入所者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入所者の日常生活を支援するものとして行うものとする。

2 施設サービスは、各ユニットにおいて入所者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行うものとする。

3 施設サービスは、入所者のプライバシーの確保に配慮して行うものとする。

4 施設サービスは、入所者の自立した生活を支援することを基本として、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行うものとする。

5 施設の職員は、入所者へのサービスの提供に当たっては、入所者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

6 施設は、入所者へのサービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないものとする。

7 施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

8 施設は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(施設サービス計画の作成)

第6条 施設長は、介護支援専門員に、施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 施設サービス計画の作成を担当する介護支援専門員（以下、「計画作成介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者についてその有する能力や置かれている環境等の評価を通じて、現に抱える解決すべき課題を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握するものとする。

3 計画作成介護支援専門員は、利用者やその家族の希望及び利用者について把握し

た課題に基づき、施設サービス計画の原案を作成するものとする。原案は、他の職員と協議のうえ作成し、サービスの目標とその達成時期、サービスの内容、サービスの提供の上で留意すべき事項を記載するものとする。

4 計画作成介護支援専門員は、施設サービス計画の立案について入所者及び家族に説明し、同意を得るものとする。

5 計画作成介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後においても、他の職員との連絡を継続的に行い、施設サービス計画の実施状況を把握するものとする。

(介護)

第7条 各ユニットにおいて入所者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入所者の心身の状況に応じ、適切な技術をもって行うものとする。

2 施設は、入所者の日常生活における家事を、入所者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援するものとする。

3 施設は、入所者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入所者に入浴の機会を提供するものとする。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができるものとする。

4 施設は、入所者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な支援を行うものとする。

5 施設は、おむつを使用せざるを得ない入所者については排泄の自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えるものとする。

6 施設は褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備するものとする。

7 施設は、前各項に規定するもののほか、入所者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援するものとする。

8 施設は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させるものとする。

9 施設は、入所者に対し、その負担により、当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの職員以外の者による介護を受けさせないものとする。

(食事の提供)

第8条 食事の提供は、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供するものとする。

2 施設は、入所者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行うものとする。

3 施設は、入所者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入所者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保するものとする。

4 施設は、入所者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入所者が共同生活室で食事を摂ることを支援するものとする。

(相談及び援助)

第9条 施設は、常に利用者の心身の状況やその置かれている環境等の的確な把握に

努め、入所者又はその家族に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言やその他の援助を行うものとする。

(社会生活上の便宜の供与等)

第10条 施設には、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためにレクリエーションの機会を設けるものとする。

2 施設は、利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、その同意を得て代行するものとする。

3 施設は、常に利用者の家族との連携を図り、入所者と家族の交流等の機会を確保するよう努めるものとする。

(機能訓練)

第11条 施設は、入所者の心身の状況等に応じて、日常生活を営む上で必要な機能の回復又は維持するための訓練を実施するものとする。

(健康管理)

第12条 施設の医師又は看護職員は、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとるものとする。

(入所者の入院期間中の取り扱い)

第13条 施設は、入所者が医療機関に入院する必要がある場合、入院後おおむね3か月以内の退院が明らかに見込まれる場合には、入所者本人及び家族の希望等を勘案して、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び施設に円滑に入所できるよう配慮するものとする。

(施設サービスの利用料及びその他の費用)

第14条 サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額とする。

2 施設は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した場合には、その入所者から利用料の一部として、当該サービスに係る費用基準額から施設に支払われるユニット型地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

3 施設は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合には、入所者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにするものとする。

4 施設は、前2項のほか、次に掲げる費用を徴収するものとする。

(1) 食事の提供に要する費用

(2) 居住に要する費用

(3) 厚生労働大臣が定める基準に基づき入所者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(4) 厚生労働大臣が定める基準に基づき利用者が選定する特別の食事の提供に要する費用

(5) 理美容代

(6) その他、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、入所者が負担することが適当と認められるもの

5 サービスの提供に当たって、入所者又はその家族に対して、サービス内容及び費用について説明し、入所者又はその家族の同意を得るものとする。

(利用料の変更等)

第15条 施設は、介護保険法関係法令の改正等並びに経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができるものとする。

2 施設は、前項の利用料を変更する場合は、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書により説明し、同意を得るものとする。

第5章 施設の利用に当たっての留意事項

(日課の励行)

第16条 入所者は、施設長や医師、生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員などの指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めるものとする。

(喫煙)

第17条 喫煙は、施設内の所定の場所に限り、それ以外の場所及び時間は居室内を含み禁煙にご協力頂くものとする。

(飲酒)

第18条 飲酒は、施設内の所定の場所並びに所定の時間に限り行うことができるが、それ以外の場所及び時間は禁酒にご協力を頂くものとする。

(外出及び外泊)

第19条 入所者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続きにより、お知らせ頂くものとする。

(健康保持)

第20条 入所者は健康に留意するものとし、施設で行う健康診断は、特別の理由がない限り受診するものとする。

(衛生保持)

第21条 入所者は、生活環境の保全のため、施設内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持にご協力頂くものとする。

(禁止行為)

第22条 入所者は、施設で次の行為をしてはいけません。

- (1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- (2) けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
- (3) 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- (4) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (5) 故意に施設もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

(入所者に関する市町村への通知)

第23条 入所者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。

- (1) 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき。

第6章 非常災害対策

(緊急時の対応)

第24条 職員は、入所者の病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関及び各関係機関に連絡する等の必要な措置を講じ、施設長に報告する義務を負うものとする。

(事故発生時の対応)

第25条 施設は、入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村及び入所者の家族等に連絡するとともに、顛末記録、再発防止対策に努めその対応について協議するものとする。

- 2 施設は、入所者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにするものとする。ただし、施設及び職員の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではありません。
- 3 事故発生の防止のための委員会を設置し、指針に基づき、安全管理の徹底を行い、定期的に施設内職員研修を実施するものとする。

(非常災害対策)

第26条 施設は、非常災害時においては、入所者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努めるものとする。

- 2 非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、入所者及び職員に対し周知徹底を図るため、年2回以上避難、その他必要な訓練等を実施するものとする。

第7章 その他施設の運営に関する重要事項

(地域との連携)

第27条 施設は、その運営に当たっては、入所者、入所者の家族、地域住民の代表者、当該施設が所在する市町村の職員又は当該施設が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて知見を有する者等により構成される協議会（以下、「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2カ月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けるものとする。

- 2 施設は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表するものとする。

3 施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等の連携及び協力を行う等の地域との交流を図るものとする。

4 施設は、その運営に当たっては、その提供したサービスに関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めるものとする。

(勤務体制等)

第28条 施設は、入所者に対して適切なサービスを提供できるよう、職員の体制を定めるものとする。

2 前項の職員の勤務の体制を定めるに当たっては、入所者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次の各号に定める職員配置を行うものとする。

(1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

(2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。

(3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

3 施設は、当該施設の職員によってサービスを提供するものとする。ただし、入所者へのサービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。

4 施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

(記録の整備)

第29条 施設は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

2 施設は、入所者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

(苦情処理)

第30条 施設は、入所者及びその家族からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任するなど必要な措置を講じるものとする。

2 施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。

3 施設は、その行ったサービスに関し、市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を報告するものとする。

3 施設は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第31条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待を防止するための従事者に対する研修の実施

(2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高

齢者を現に養護する者) による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを一関地区広域行政組合に通報するものとする。

(協力医療機関等)

第32条 施設は、入院等の治療を必要とする入所者のために、あらかじめ協力医療機関を定めておくものとする。

(その他)

第33条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は入所者と施設の施設長との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。